岩倉市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者による交通事故を減少させることを目的とする る岩倉市高齢者運転免許証自主返納支援事業(以下「事業」という。)の 実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に 定めるところによる。
- (1) 運転免許証 道路交通法 (昭和35年法律第150号) 第92条第1 項に規定する運転免許証であって、有効期限内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 道路交通法第104条の4第1項の規定により、その者が 受けた全ての免許の取り消しを申請して、運転免許証を公安委員会に返 納することをいう。
- (3) 運転経歴証明書 道路交通法第104条の4第6項の規定により交付 される証明書をいう。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の 規定に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている満75歳以上の者 で、自主返納をしたものとする。

(事業の内容)

- 第4条 市長は、前条の対象者に対し、次に掲げる支援の一部又は全部を 行うものとする。
- (1) 交通安全啓発物品の贈呈
- (2) 岩倉市ふれ愛タクシー400円チケット10枚の贈呈
- 2 前項の規定による支援は、1人につきそれぞれ1回とする。 (申請方法)
- 第5条 前条第1項の規定による贈呈を受けようとする者は、岩倉市高齢 者運転免許証自主返納支援事業申請書(別記様式)に、公安委員会が交 付する申請による運転免許の取消通知書(以下「取消通知書」という。) の写し及び自主返納の手続をした運転免許証(以下「取消しとなった運 転免許証」という。)の写し又は運転経歴証明書の写しを添付して、これ を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、取消通知書の交付の日から起算して1か月以内に行わなければならない。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の規定は、平成23年4月1日以降に自主返納をした者から適用する。

附則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

(申請に関する特例)

2 当分の間、平成27年4月1日からこの要綱の施行の日までに公安委員会に自主返納の申請をした者(取消通知書の交付の日から1か月以内に満75歳以上に達するものに限る。)は、岩倉市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱第5条第1項の規定による申請を行うことができる。

附則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別記様式(第5条関係)

岩倉市高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書

年 月 日

岩倉市長 殿

 申請者
 住
 所

 氏
 名

 生年月日
 年
 月
 日(
 歳)

 電話番号

公安委員会に運転免許証を自主返納しましたので、下記のとおり岩倉市 運転免許証自主返納支援事業実施要綱第4条第1項の支援を申請します。

記

- 1 自主返納日 年 月 日
- 2 支援内容 交通安全啓発物品

岩倉市ふれ愛タクシー400円チケット10枚

3 添付書類 申請による運転免許証の取消通知書の写し 取消しとなった運転免許証の写し又は運転経歴証明書 の写し

※この支援事業は、1人1回限りです。